

建設工事における入札ボンド制度の導入について

松島町財務課

1 入札ボンド制度の導入について

国土交通省では、公共工事の入札に当たっては、履行能力が著しく懸念される等不良不適格業者の排除や過大な入札参加の抑制を図るため、入札企業の経営状況や施行能力などについて第三者による保証を義務付ける制度、いわゆる「入札ボンド制度」を平成18年10月から導入しており、松島町においても、不良不適格業者の参入を抑制するとともに、倒産のリスクを回避する手段としての機能や下請企業の保護の観点から、入札ボンド制度を導入することにいたしました。

なお、平成20年度以降、当面の間次の対象工事に適用します。

* 対象工事

- ① 入札方式 条件付一般競争入札
- ② 対象金額 議会の議決に付すべき契約（工事請負契約に限る）
- ③ 開始日 平成20年4月1日以降の公告工事

2 入札ボンド制度の仕組み

（1）入札ボンド制度の仕組み

- ① 地方自治法第234条第4項に規定する入札保障制度の体系を活用することとし、入札ボンド制度適用工事については、一律に入札保証金を免除する現在の運用を改め、入札保証金の納付を原則化した上で、入札ボンドの提出があれば、入札保証金（現金）の納付を求めない運用に変更いたします。
- ② 建設工事執行規則において位置付けられた保険会社の入札保証保険、金融機関の入札保証の外、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書を入札ボンドとして取り扱います。

〈入札保証制度の体系〉

(囲み線が入札ボンドとして取り扱うもの)

●一現金

- 一納付の免除
- － 保険会社の入札保証保険
 - － 金融機関・保証事業会社の契約保証の予約

- 一代わる担保
- － 金融機関の入札保証
 - － 国債その他有価証券

(2) 付保割合 入札参加者の見積る入札金額(税込み)の100分の5以上。

3 入札ボンド制度適用工事に参加するに当たっての留意点

(1) 告知方法

入札ボンド制度適用工事については、入札公告の中の「入札保証金」の欄において、明示します。

(2) 入札ボンド(現金納付等も同様、以下「入札ボンド等」)の提出期間

入札公告日の翌日から入札書提出期限の日までとします。

(3) 入札ボンド等の提出方法

持参又は郵送(配達証明付き郵便)に限ります。

(4) 入札ボンド等の金額の変更

一度提出した入札ボンド等の金額の変更については一切認めません。

(5) 入札ボンド等の提出がない者の取扱い

入札書提出期限の日までに入札ボンド等を提出しない入札参加者は、入札参加条件に違反した者として、入札参加資格不適格とし、当該工事の入札に参加させないものとします。

(6) 入札ボンド等の金額が入札保証金に満たない場合の取扱い

入札保証金の金額が入札金額(税込み)の100分の5に満たない場合又は金融機関等の契約保証の予約の場合における契約希望金額が入札金額(税込み)に満たない場合は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とします。

注 入札保証金等金額は、入札参加者の見積る税込みの入札金額であり、入札書に記載する入札金額（税抜き）に消費税分を加算した金額となりますので注意願います。

（７）入札ボンド等に関する費用

入札ボンド等の提出に係る費用については、入札参加者の負担とします。

（８）その他

入札ボンド制度に関する詳細については、「松島町建設工事における入札保証に関する取扱要領」に記載しておりますので、手続き等について確認のうえ、入札に参加されますようお願いいたします。